

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第53号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次の1号を加える。

(4) 政令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格に関する文書を入手するための手段

第3条に次の1項を加える。

4 知事は、財務規則第143条第1項の規定による審査の結果、政令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格がないと認めた者から請求があったときは、速やかに、当該資格がないと認めた理由を書面により通知するものとする。

第4条第1項中「に係る一般競争入札」の次に「（当該最初の契約に係る入札の公告において当該最初の契約以外の契約に係る入札の公告を少なくとも24日前に行う旨規定したものに限る。）」を加える。

第5条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第9条第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「第6条第5号」を「第6条第6号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 電子情報処理組織（財務規則第145条第1項第7号に規定する電子情報処理組織をいう。以下この号において同じ。）を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後において行われる競争入札の参加者の資格に関する公示について適用し、施行日前において行われた競争入札の参加者の資格に関する公示については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第4条第1項及び第9条の規定は、施行日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日前において行われた契約の申

目 次	ページ
<b>規 則</b>	
○物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 ..... (財務指導課)	65
<b>告 示</b>	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課)	66
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	66
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	66
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	67
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	67
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	67
○森林法による通知に代える公示（2件）..... (治山課)	67
○平成25年度及び平成26年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正..... (建設管理課)	68
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (建設管理課)	68
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	68
○平成25年度、平成26年度及び平成27年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正..... (財務指導課)	68
○特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項の一部改正..... (財務指導課)	69
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	69
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	70
<b>道教育委員会教育長告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	71
<b>道警察本部告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	72
<b>道警察方面本部告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	72

規 則	規 則
-----	-----

込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

## 告 示

### 北海道告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南るもい土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成26. 4. 1	理事	菅原 太一	留萌市大字留萌村字留萌原野11線14番地の20
同	同	同	林 寛治	留萌郡小平町字大榎154番地の4
同	同	同	岡田 誠	留萌市南町2丁目62番地
同	同	同	滝本 稔	同 大字留萌村字留萌原野19線17番地の5
同	同	同	田中 栄義	留萌郡小平町字本郷760番地
同	同	同	福田 邦宏	同 小平町字沖内876番地
同	同	同	伊東 秀俊	同 小平町字寧楽53番地の1
同	同	同	面方 順一	同 小平町字住吉821番地
同	同	同	丸山 里司	同 小平町字達布732番地
同	同	監事	高野 謙市	同 小平町字小平町372番地の172
同	同	同	五十嵐 正榮	留萌市大字留萌村字藤山4195番地
退任	同 26. 3.31	理事	菅原 太一	同 大字留萌村字留萌原野11線14番地の20
同	同	同	酒井 清美	留萌郡小平町字達布775番地の2
同	同	同	岡田 誠	留萌市南町2丁目62番地
同	同	同	滝本 稔	同 大字留萌村字留萌原野19線17番地の5
同	同	同	高野 謙市	留萌郡小平町字小平町372番地の172
同	同	同	福田 邦宏	同 小平町字沖内876番地
同	同	同	伊東 秀俊	同 小平町字寧楽53番地の1
同	同	同	向 吉信	同 小平町字住吉662番地
同	同	同	林 寛治	同 小平町字大榎154番地の4
同	同	監事	関口 正義	同 小平町字本郷78番地
同	同	同	五十嵐 正榮	留萌市大字留萌村字藤山4195番地

### 北海道告示第301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区

の定款の変更を認可した。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成26. 4. 3	南るもい土地改良区
同	オロロン土地改良区
同 26. 4. 4	狩場利別土地改良区

### 北海道告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 石狩市厚田区古潭314の1・346・510の27（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、315、318の1、392の1、510の55、526、函館市元村町85
  - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - 2(1) 保安林の所在場所 石狩市浜益区送毛423の5地先・423の5（以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及

び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第303号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 千歳市北陽1丁目688(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 電気工作物施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第304号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 旭川市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第305号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 二海郡八雲町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第306号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を島牧村役場の掲示場に掲示した。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成26年北海道告示第269号
- 2 所在が不明な者 高橋 義勝、笹谷 操

### 北海道告示第307号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 通知の内容 平成26年農林水産省告示第461号
- (2) 所在が不明な者 佐々木 勝二郎、鈴木 厚子、鈴木 英作、鈴木 勝五郎、鈴木 不二夫、鈴木 文吉、鈴木 豊作、鈴木 政雄、鈴木 政蔵、鈴木 松五郎、野呂 岩蔵、野呂 岩松、野呂 ハル、野呂 勇次郎、青木 重次郎、岩倉 三郎、岩見 富太郎、大坂 菊雄、大坂 喜八、沖野 武雄、沖野 富太郎、加賀 梅之助、加賀 喜代子、加賀 毅、加賀 常雄、加賀 時夫、加賀 藤吉、加賀 谷 幾松、加賀 谷 仁二郎、清 忠八、清 鶴雄、坂本 義治、澤代 喜代治、高山 嘉一、徳家 要太郎、西川 堅太郎、長谷川 寅雄、松浦 元市、三浦 市太郎、三浦 末造、三浦 滝太郎、三浦 富作、三浦 ナツ、森永 武、石澤 梅蔵、高橋 敏雄、山田 ノリ子、佐藤 孫蔵
- (3) 掲示場所 上ノ国町役場

- 2(1) 通知の内容 平成26年農林水産省告示第461号  
(2) 所在が不明な者 奥井 正三、有限会社 奥野林業、地崎商事 株式会社、村山 三生子、守屋 盛雄、守屋 萬喜男、守屋 繁、向井 啓子、辻 邦子、荒井 繁昌、池田 政一、旗 稔、藤高 亮  
(3) 掲 示 場 所 日高町役場

#### 北海道告示第308号

平成26年北海道告示第8号（平成25年度及び平成26年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成26年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

第3の事項中2を3とし、1の次に次の1事項を加える。

#### 2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sankasikaku.htm>）からダウンロードすることができる。

第7の2の事項中「第6」を「第7」に改め、第7の事項を第8の事項とする。

第6の2の事項中「第3の2の表」を「第3の3の表」に改め、第6の事項を第7の事項とする。

第5の事項を第6の事項とし、第4の事項の次に次の1事項を加える。

#### 第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

#### 北海道告示第309号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成26年度工事施工情報共有ほか運用業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年3月27日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 一般財団法人北海道建設技術センター
  - (2) 住 所 札幌市東区北33条東1丁目1番1号

- 4 随意契約に係る契約金額  
55,728,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道建設部建設政策局建設管理課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

#### 北海道告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成26年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市  
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・83号山本通）  
(3) 事 業 施 行 期 間 平成26年4月15日から平成32年3月31日まで  
(4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 札幌市厚別区厚別西3条1丁目、厚別西3条2丁目、厚別西4条2丁目及び厚別西4条3丁目地内
- 2(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市  
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・83号山本通及び3・4・13号北13条・北郷通）  
(3) 事 業 施 行 期 間 平成26年4月15日から平成40年3月31日まで  
(4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 札幌市白石区流通センター7丁目、厚別区厚別中央4条2丁目、厚別中央5条1丁目、厚別中央5条2丁目、厚別西1条1丁目、厚別西1条2丁目、厚別西2条1丁目、厚別西2条2丁目、厚別西3条1丁目及び厚別西3条2丁目地内

#### 北海道告示第311号

平成26年北海道告示第11号（平成25年度、平成26年度及び平成27年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

第3の2の事項中「第6」を「第7」に改め、同事項を第3の3の事項とし、第3の1の事項の次に次の1事項を加える。

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku\\_m/sikaku\\_main.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.htm)）からダウンロードすることができる。

第7の2の事項中「第6」を「第7」に改め、第7の事項を第8の事項とする。

第6の2の事項中「第3の2の表」を「第3の3の表」に改め、第6の事項を第7の事項とする。

第5の事項を第6の事項とし、第4の事項の次に次の1事項を加える。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

北海道告示第312号

平成16年北海道告示第447号（特定調達契約に係る資格の北海道告示掲載事項）の一部を次のように改正し、特定調達契約に係る資格に関する公示が平成26年4月16日以後において行われるものについて適用する。

平成26年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

3の(2)の事項中「資格審査の申請書類の提出先」を「資格に関する事務を担当する組織」に、「当該提出先」を「当該担当する組織」に改める。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第48号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年4月15日

北海道渡島総合振興局長 宮内 孝

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式

イ 調達台数及び調達予定数量 2台及び1月当たり25,000枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成26年7月1日から平成31年6月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年4月15日（火）から同年5月16日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階 講堂

(送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課)

(2) 入札日時 平成26年5月27日(火)午後1時30分(送付による場合は、同月26日(月)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 複写機等の交換契約 1台

(2) 予定時期 平成26年7月頃

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ(<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

#### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額(単価)に、1枚当たりの入札金額(単価)に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

よる。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番16号  
電話番号 0138-47-9416

#### 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of a copying machine 2 1set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 27, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than May 26, 2014)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan

Phone : 0138-47-9416

#### 北海道十勝総合振興局告示第58号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月15日

北海道十勝総合振興局長 濱崎隆文

1 落札に係る物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び調達予定数量  
自動車ガソリン J I S K2202(2号レギュラー) 171,800リットル

2 落札を決定した日

平成26年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 宮本商産株式会社

(2) 住所 帯広市西2条南5丁目1番地

4 落札金額

154円

5 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月28日付け北海道十勝総合振興局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

**北海道十勝総合振興局告示第59号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年4月15日

北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) 重油（J I S 1種2号） 92,000リットル
- (2) 重油（J I S 1種2号） 24,500リットル
- (3) 重油（J I S 1種2号） 54,000リットル
- (4) 重油（J I S 1種2号） 21,600リットル
- (5) 重油（J I S 1種2号） 14,400リットル
- (6) 重油（J I S 1種2号） 243,400リットル
- (7) 重油（J I S 1種2号） 13,300リットル

2 落札を決定した日

平成26年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(2)、(3)及び(4)

ア 氏 名 栗林石油株式会社  
イ 住 所 室蘭市入江町1番地19

- (2) 1の(5)

ア 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社  
イ 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2

- (3) 1の(6)及び(7)

ア 氏 名 株式会社J A サービス帯広かわにし  
イ 住 所 帯広市川西町西2線61番地

4 落札金額

- (1) 80.70
- (2) 81.40
- (3) 80.70
- (4) 81.40
- (5) 84.80
- (6) 80.30
- (7) 85.10

5 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月28日付け北海道十勝総合振興局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

**道教育委員会教育長告示**

**北海道教育委員会教育長告示第34号**

次のとおり、随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月15日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

北海道公立学校校務支援システム運用保守業務

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社H A R P
- (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2

4 随意契約に係る契約金額

70,043,120円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁総務政策局教育政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

**北海道教育委員会教育長告示第35号**

次のとおり、随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月15日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

北海道公立学校校務支援システム機能強化業務

<p>2 随意契約の相手方を決定した日 平成26年4月1日</p> <p>3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社HARP (2) 住所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2</p> <p>4 随意契約に係る契約金額 71,280,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道教育庁総務政策局教育政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目</p>	<p>(1) 169円 (2) 157円 (3) 143円 (4) 1,300円 (5) 1,100円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成26年2月21日付け北海道警察本部告示第86号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目</p>																																																																											
<b>道 警 察 方 面 本 部 告 示</b>																																																																												
<b>道 警 察 本 部 告 示</b>	<p><b>北海道警察北見方面本部告示第36号</b> 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成26年4月15日 北海道警察北見方面本部長 渡部 武夫</p>																																																																											
<p><b>北海道警察本部告示第189号</b> 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年4月15日 北海道警察本部長 坂 明</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 自動車ガソリン</td> <td>J I S 1号</td> <td>29,000リットル</td> </tr> <tr> <td>(2) 自動車ガソリン</td> <td>J I S 2号</td> <td>981,000リットル</td> </tr> <tr> <td>(3) 軽油</td> <td>J I S特1号、1号、2号、3号及び特3号</td> <td>135,000リットル</td> </tr> <tr> <td>(4) ガソリンエンジン用オイル</td> <td>S M級マルチグレードタイプ</td> <td>3,300リットル</td> </tr> <tr> <td>(5) ディーゼルエンジン用オイル</td> <td>C F級マルチグレードタイプ</td> <td>1,000リットル</td> </tr> </table> <p>2 落札を決定した日 平成26年3月20日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 同盟石油株式会社 (2) 住所 札幌市中央区南1条西7丁目20番地1</p> <p>4 落札金額</p>	(1) 自動車ガソリン	J I S 1号	29,000リットル	(2) 自動車ガソリン	J I S 2号	981,000リットル	(3) 軽油	J I S特1号、1号、2号、3号及び特3号	135,000リットル	(4) ガソリンエンジン用オイル	S M級マルチグレードタイプ	3,300リットル	(5) ディーゼルエンジン用オイル	C F級マルチグレードタイプ	1,000リットル	<p>1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 6型カードベース</td> <td>I D - 6 C Y</td> <td>300枚×3入</td> <td>17箱</td> </tr> <tr> <td>(2) 6型カードベース</td> <td>I D - 6 C I</td> <td>300枚×3入</td> <td>21箱</td> </tr> <tr> <td>(3) 6型カードベース</td> <td>I D - 6 C S</td> <td>300枚×3入</td> <td>3箱</td> </tr> <tr> <td>(4) 6型高速型用リボン</td> <td>2,000枚×1入×7種</td> <td></td> <td>17箱</td> </tr> <tr> <td>(5) 6型プリンタヘッド</td> <td></td> <td></td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>(6) 吸気フィルター 大</td> <td></td> <td></td> <td>9個</td> </tr> <tr> <td>(7) 吸気フィルター 小</td> <td></td> <td></td> <td>9個</td> </tr> <tr> <td>(8) 搬送ローラー</td> <td></td> <td></td> <td>33個</td> </tr> <tr> <td>(9) ヒートローラー 上</td> <td></td> <td></td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>(10) ヒートローラー 下</td> <td></td> <td></td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>(11) D Uブッシュ付ブラケットハウジング</td> <td>2個組</td> <td></td> <td>3組</td> </tr> <tr> <td>(12) ロールロアピンチローラー</td> <td></td> <td></td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>(13) E X I Tローラー</td> <td>2本組</td> <td></td> <td>6組</td> </tr> <tr> <td>(14) ハロゲンランプ</td> <td></td> <td></td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>(15) 温度センサー</td> <td></td> <td></td> <td>3個</td> </tr> </table>	(1) 6型カードベース	I D - 6 C Y	300枚×3入	17箱	(2) 6型カードベース	I D - 6 C I	300枚×3入	21箱	(3) 6型カードベース	I D - 6 C S	300枚×3入	3箱	(4) 6型高速型用リボン	2,000枚×1入×7種		17箱	(5) 6型プリンタヘッド			4個	(6) 吸気フィルター 大			9個	(7) 吸気フィルター 小			9個	(8) 搬送ローラー			33個	(9) ヒートローラー 上			3個	(10) ヒートローラー 下			3個	(11) D Uブッシュ付ブラケットハウジング	2個組		3組	(12) ロールロアピンチローラー			5個	(13) E X I Tローラー	2本組		6組	(14) ハロゲンランプ			6個	(15) 温度センサー			3個
(1) 自動車ガソリン	J I S 1号	29,000リットル																																																																										
(2) 自動車ガソリン	J I S 2号	981,000リットル																																																																										
(3) 軽油	J I S特1号、1号、2号、3号及び特3号	135,000リットル																																																																										
(4) ガソリンエンジン用オイル	S M級マルチグレードタイプ	3,300リットル																																																																										
(5) ディーゼルエンジン用オイル	C F級マルチグレードタイプ	1,000リットル																																																																										
(1) 6型カードベース	I D - 6 C Y	300枚×3入	17箱																																																																									
(2) 6型カードベース	I D - 6 C I	300枚×3入	21箱																																																																									
(3) 6型カードベース	I D - 6 C S	300枚×3入	3箱																																																																									
(4) 6型高速型用リボン	2,000枚×1入×7種		17箱																																																																									
(5) 6型プリンタヘッド			4個																																																																									
(6) 吸気フィルター 大			9個																																																																									
(7) 吸気フィルター 小			9個																																																																									
(8) 搬送ローラー			33個																																																																									
(9) ヒートローラー 上			3個																																																																									
(10) ヒートローラー 下			3個																																																																									
(11) D Uブッシュ付ブラケットハウジング	2個組		3組																																																																									
(12) ロールロアピンチローラー			5個																																																																									
(13) E X I Tローラー	2本組		6組																																																																									
(14) ハロゲンランプ			6個																																																																									
(15) 温度センサー			3個																																																																									

(16) 複写用真空パッド 3個組 1組

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月26日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社DNPアイディーシステム

(2) 住所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

4 随意契約に係る契約金額

(1) 1箱当たりの単価 470,700円

(2) 1箱当たりの単価 470,700円

(3) 1箱当たりの単価 470,700円

(4) 1箱当たりの単価 140,000円

(5) 1個当たりの単価 130,000円

(6) 1個当たりの単価 9,000円

(7) 1個当たりの単価 5,500円

(8) 1個当たりの単価 1,400円

(9) 1個当たりの単価 23,000円

(10) 1個当たりの単価 18,000円

(11) 1組当たりの単価 14,400円

(12) 1個当たりの単価 21,500円

(13) 1組当たりの単価 22,800円

(14) 1個当たりの単価 10,500円

(15) 1個当たりの単価 5,000円

(16) 1組当たりの単価 5,100円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察北見方面本部会計課

(2) 所在地 北見市青葉町6-1